

経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

今回のテーマ：（外国）支店・子会社の撤退の税務

韓国や中国に進出している一部の日本企業が撤退を計画しています。外国支店・外国子会社の撤退にともなう日本の親会社の税務対応は、つぎのとおりです。

### 1.外国支店の清算に係る税務

- 1.支店の資産を処分した場合の譲渡所得や退転金等支払いは国内所得と通算されます。
- 2.支店現地国で課された外国法人税等がある場合、外国税額控除を適用できます。

### 2.外国子会社の清算に係る税務

	内 容	親法人の取扱
残余財産の分配	・みなし配当金額（剰余金の配当部分） = 外国子会社の残余財産の分配金額 - 資本金等の金額	外国子会社株式を発行済株式数又は議決権のある株式数の25%以上、かつ、分配の確定日以前6月以上継続保有する場合、配当金額の95%が益金不算入となります。 <sup>1</sup>
	・株式譲渡損益（資本の払戻し部分） =（残余財産の分配金額 - みなし配当金額） - 外国子会社株式の帳簿価額	譲渡利益額、譲渡損失額は益金の額又は損金の額に算入します。
	・外国税額 残余財産の分配金額のうち、現地国において配当とみなされた金額に対して外国税額が課されている（現地国において源泉徴収をされている）場合 <sup>3</sup>	外国税額控除を適用できます。 <sup>1</sup>
債務免除	残余財産の確定の前に外国子会社に対する債権を放棄した場合	債務免除について相当の理由がない場合、外国子会社に対する寄附金 <sup>2</sup> として取扱われます。

- 1 みなし配当金額について益金不算入の規定を適用した場合、外国税額控除の適用はできません。
- 2 外国子会社の発行済株式数の50%以上を保有している場合、寄附金とみなされた金額は全額損金不算入となります。
- 3 日本と現地国との間に租税条約が締結されている場合、届出を行うことにより、外国税額が免税または減税される可能性があります。

### お見逃しなく！

日本のグループ法人税制において、完全支配関係がある子会社の清算の場合、欠損金の引継制度、子会社株式の譲渡（消滅）損の損金不算入の規定がありますが、外国子会社の清算の場合には、この規定の適用はありません。